



市民に開かれた議会へ  
**東村山市議会**



平成29年2月改定発行

# 東村山市議会について

- **議員定数**： 25人（現員24人）  
（男14人:女10人）
- **議員報酬**：月額48万5千円 期末手当4.15月/年  
**政務活動費**：月額12,500円（年15万円）
- **定例会**：年4回（3月・6月・9月・12月）
- **常任委員会**：政策総務・厚生・都市整備・生活文教  
**特別委員会**：予算（3月）・決算（9月）  
**その他の委員会**：議会運営・広報広聴



# 議会の仕事

## 議決権

- 市議会の最も基本的な仕事で、予算や条例を決めたり、決算を認定したり、重要な契約や財産の取得・処分の決定などを行います。

## 選挙権・同意権

- 議長・副議長や選挙管理委員などを選挙したり、市長が選任する副市長・教育長・教育委員などの人事に同意します。

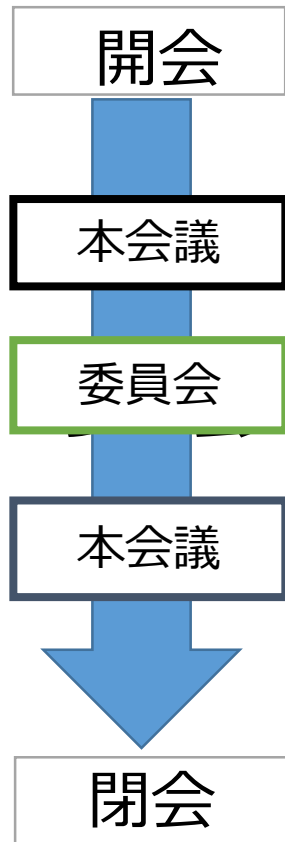
## 検査権・調査権

- 市の仕事が決められたとおりに正しく行われているか調べます。必要があれば、関係のある人から意見を聞いたりします。

## 意見書提出権

- 生活にかかわりの深い事柄について、議会の意思をまとめた要望（意見書）を、国や都に提出します。

# 議案審議のながれ



**提案理由を説明**

→ **委員会に付託**

**委員会で詳細な審査**

→ **委員会としての結論**

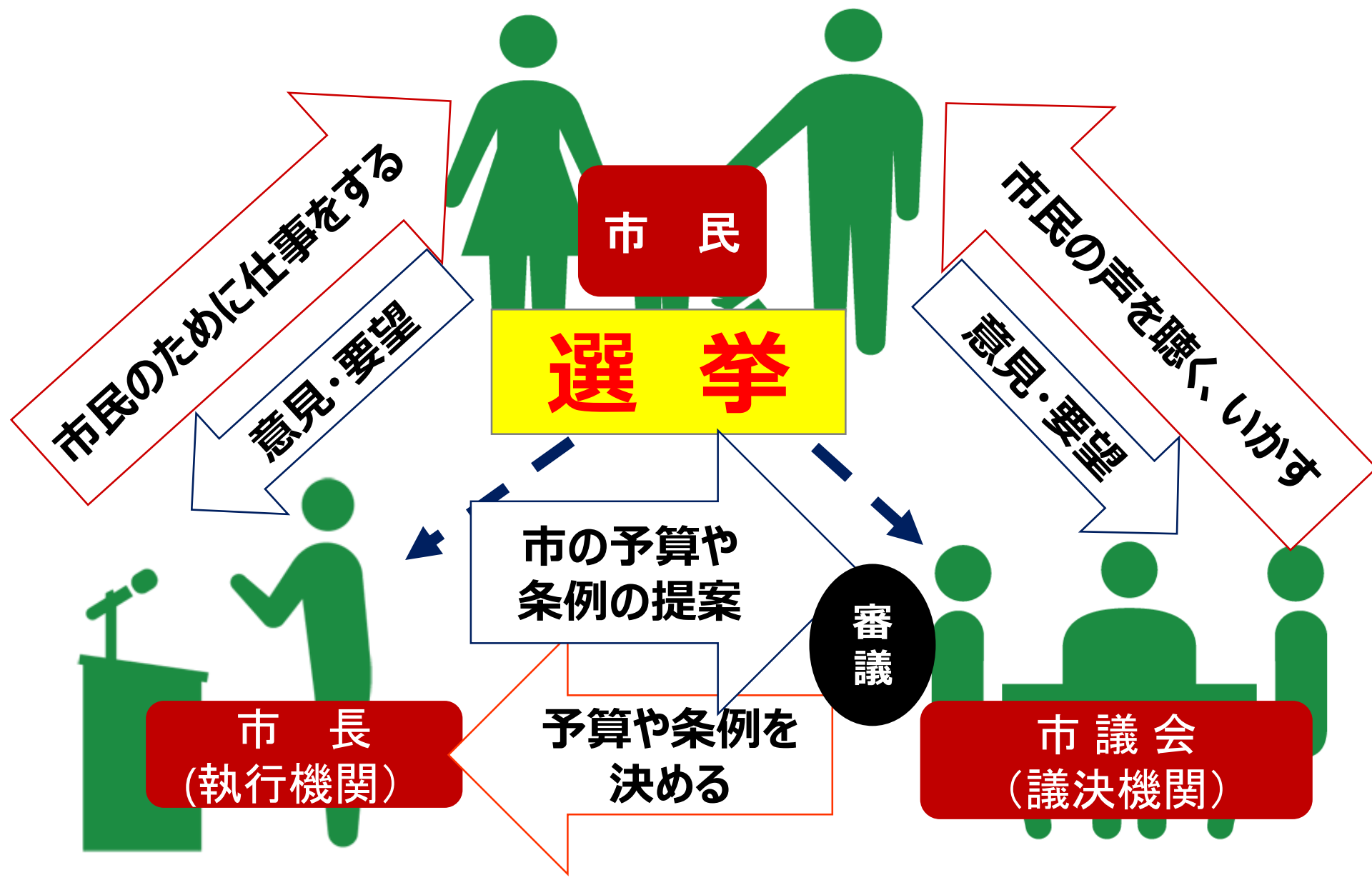
**委員長から審査結果の報告**

→ **議員全員であらためて議会としての結論**



※ 議案によっては、委員会に付託せず、本会議で審議して、即日結論を出すこともあります。

# 市民・市長・市議会の関係



# 東村山市議会基本条例

第1条 目的

第2条 議会の活動原則

第3条 議員の活動原則

第4条 会派

第5条 説明責任及び市民意見の把握

第6条 会議の公開及び傍聴の促進

**第7条 請願及び陳情の取扱い**

第8条 広報活動の充実

第9条 市政運営の監視

第10条 政策等提案の説明要求

第11条 質疑等の一問一答

第12条 文書質問

第13条 政策提案等

第14条 議員間討議

第15条 専門的知見、公聴会制度及び参考人制度の活用

第16条 議会事務局機能の強化

第17条 議会図書室

第18条 見直し手続

第19条 委任

平成28年12月  
1日から改正



**19年度～22年度 先進議会から学ぶ**

**23年度～25年度 特別委員会で議論**



**平成26年4月1日施行（都内で5番目）**



**25年12月議会で可決**

# 市民と市議会

## 請願・陳情

市が行う事務・事業についての意見・提案を、請願や陳情として議会に提出することができます。

※ 請願には紹介議員が必要です。

## 傍聴

本会議・委員会はどこなたでも傍聴できます。  
また、インターネットでも配信しています。

**議会報告会**  
**パブリックコメント**

**意見交換会**  
**アンケート**

市民の皆さんのご意見を礎に  
よりよい東村山を目指します！



# もっと知ろう！市議会



市議会だより



インターネット中継



Twitter  
@hm\_city\_gikai



市議会ホームページ

議会事務局

電話 042-393-5111(代表)

メール [gikai@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp](mailto:gikai@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp)